

# 國學院大學學術情報リポジトリ

## 越後国色部氏一族の在地支配と年中行事

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 国史学会 公開日: 2024-07-10 キーワード (Ja): 戦国期, 村落論, 国人領主, 庶子, 色部氏年中行事 キーワード (En): 作成者: 新保, 稔, Shinbo, Minoru メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.57529/0002000714">https://doi.org/10.57529/0002000714</a>

## 越後国色部氏一族の在地支配と年中行事

新保 稔

## 要旨

本稿では、先行研究ではほとんど論じられていない「色部氏年中行事」に登場する村・町と登場しない村・町の差異に関する考察を行った。「色部氏年中行事」については、年貢・公事の上納に伴い、色部氏が住民の活動保障をしていたことが指摘されている。その対象範囲を色部氏と庶子の関係の変化に注目して検討した。

まず、十三世紀後半に惣領家から分出し、小泉莊加納方牛屋条を二分して支配した、牛屋氏と宿田氏について考えた。牛屋氏は、鎌倉末期に北条氏の被官となっていた可能性があるとされ、独立性が特に指摘される庶子である。しかし、戦国期には、相対的な自律性を維持しつつ、惣領家に従属する。宿田氏は、惣領家との同族婚を濃密に行っていた氏族とされるが、戦国期には衰退し、その所領の大部分は惣領家の直轄領として吸収された。一方、惣領家の本領があった色部条では、鎌倉末期に分出した庶子に飯岡氏がいた。飯岡氏は、文明期に守護の「御内」となって惣領家と所領相論を起こしており、独立的な行動がみられるが、天文期には色部氏に従っている。その他、注目すべき庶子としては、岩船潟北岸を支配した浦氏が挙げられる。室町期には経済的に困窮しており、その所領の大部分はのちに惣領家に吸収された。

以上をふまえつつ、「色部氏年中行事」で年貢・公事を直接負担する村・町をまとめると、宿田氏と浦氏の旧所領を含めた、惣領家所領のうち、惣領家直轄領の村・町が登場していることが分かった。一方で、牛屋氏や飯岡氏所領の村・町は登場しない。色部氏による直轄領と庶子分の所領支配の偏差は永祿期以降にも残存し、それによって、色部氏と村・町の関係が規定され、年貢・公事の上納の有無や住民への活動保障という形で影響を及ぼしていたと考えられる。

【キーワード】戦国期 村落論 国人領主 庶子 色部氏年中行事

## はじめに

本稿は、越後国の国人領主色部氏の年中行事に関わる年貢・公事賦課権について論じようとするものである。特に、惣領家と庶子の関係の変化、およびそれに伴う年貢・公事賦課対象範囲の歴史的な形成過程に注目して検討を加えたい。

近年、戦国期における国人領主層の動向やその自治領としての所領支配のあり方が注目されている。黒田基樹氏の国衆論はその代表的な研究で、現在の戦国史研究に大きな影響力を持っている<sup>(1)</sup>。

黒田氏は、村の再生産維持<sup>(2)</sup>「村の成り立ち」によってそうした領域権力が規定された側面を重視する。村請の体制化と、村落間紛争の抑止による平和の形成こそが「領域権力を生み出し、それを規定した本質的要因であった」とする。また、「村請制においては、収取の対価として領主はその再生産を保証せざるをえないのであり、それは一面において領主を村落側が選択することを可能とするものでもあった」と述べている<sup>(2)</sup>。黒田氏の一連の研究には筆者も多くを学び、影響を受けてきた。自律的な領主（いわゆる「国衆」、国人領主層）と村落との関係に注目し、戦国大名権力の相対化を目指した視点そのものは、批判的に検討を加えつつ継承していく必要がある。

しかし、国人領主層の所領支配を考えるうえで重要な、所領の全体像およびそこにおける年貢・公事賦課の詳細な実態が分かる事例は少ない。そうしたなかで、「色部氏年中行事」は国人領主の年中行事における賦課形態を知るうえで貴重な史料である。この史料には、十六世紀後半における越後國小泉莊加納方の国人領主色部氏のもとの種々の年中行事・饗応や住民の年貢・公事負担が記されている。

一九八〇年代以降の村落論の展開に伴って、村の年貢・公事負担は、一方的な上からの賦課のみで成り立っていた

わけではないことが指摘されている。その代表的な研究として、勝俣鎮夫氏の村町制論や藤木久志氏の「自力の村」論がある。<sup>(3)</sup>藤木氏によれば、村が年中行事の年貢・公事納入の代わりに受ける饗応と下行は、領主の義務、百姓の当然の権利と認識されていたという。<sup>(4)</sup>前述した黒田氏の議論は、こうした「自力の村」論に影響を受けている。

「色部氏年中行事」の研究でも、藤木久志氏・池上裕子氏によって、村・町の年貢・公事負担には、色部氏による勸農や、領民に対する生業・活動の持続・発展保障が伴っていたことが指摘されている。<sup>(5)</sup>そうした保障が伴う年貢・公事賦課は、黒田氏が注目する村の再生産維持とも密接に関連するといえる。それは、町の商業活動の維持・発展の場合も同様である。

「色部氏年中行事」の行事ごとの具体的な内容は、すでに藤木久志氏・中野豈任氏等によって民俗学的な視点を踏まえながら検討がなされている。<sup>(6)</sup>だが、色部領のすべての村・町が色部氏に対して年中行事の負担をしているわけではない。この「色部氏年中行事」に登場する村・町と登場しない村・町の差異については十分に明らかにされておらず、色部領における領主と在地住民との関係や行事の性格を考えるうえで重要な問題といえる。この点に関して、中野氏は、以下のように述べる。「年中行事の役の負担は、一面では負担であり、負わされた義務であるが、また一面ではその運営に参加を認められた「参加できる権利」である。これは領域全体の中で認められた社会的評価でもあり、特権であったともいえる。このような社会的評価が誰によって、どのような基準で行われ、決定されたのか、これは今後の検討課題である」と。<sup>(7)</sup>個々の年中行事の内容は明らかにされている部分が多い一方で、色部領のなかで特定の年貢・公事負担者をどう捉えるかという全体像については不明確なままとなっているのである。<sup>(8)</sup>だが、この文章が記された中野豈任氏の研究は、同氏の遺作となった。

本稿ではこの点について、色部氏惣領家と庶子の関係に注目して考えていきたい。中世を通じてその所領の分割・

統合過程が比較的史料に残っており、年中行事のなかでの在地住民との関係が検討しやすいからである。

そのために、まず、小泉荘加納方における庶子の所領範囲を確定し、戦国期における色部領の統合（形成）過程までを考察する。そして、「色部氏年中行事」の記述内容を、色部氏惣領家に庶子が従っていく過程から捉え直す。その後、色部氏惣領家の所領の分布を検討し、「色部氏年中行事」に登場する村・町と比較検討したい。これにより、惣領家と庶子の所領がどのようなかたちで年中行事に登場するのかを考える<sup>(9)</sup>。

「色部氏年中行事」は、現在、米沢市立米沢図書館所蔵本と色部正長氏所蔵本（以下、色部本）が伝わっている。色部本の方がより古い形態を留めているため、本稿では主に色部本を用いて考察を行う<sup>(10)</sup>。

「色部氏年中行事」本文中の余白・改丁に注目して整理した長谷川伸氏は、構成を以下のようにまとめた。

①正月椀飯と正月行事の記事（二丁表～二八丁裏）。色部氏家臣等の領主層を主として一部の領民も含めた御札参上（椀飯）・正月行事に関しての記述。②貢納と年中行事の記事（二九丁表～四二丁裏）。十二月における様々な貢納、年間を通しての河内村からの諸役、七夕や盆に関するもの。③寺社の神事と上納に関する記事（四三丁表～四六丁裏）。小泉荘加納方の鎮守、貴船大明神の神事、その他の色部領内の寺社の神事と上納の記述。④粟島の貢納記録と御前様方の饗応の記事（四七丁表～五八丁裏）。粟島の地下や代官からの上物や夫丸、御前様の饗応に関する記述。

また、登場人物の系譜関係を整理した長谷川氏は、①が文禄元（一五九二）年～慶長三（一五九八）年頃の状況を示したものであると指摘した。ただし、①の原形を含めた全体の祖形となるものが永禄年間に成立していた可能性があるとする。内容としては、秩序変化が反映される色部氏の「家中階層帳簿」というべきものとなっているという。

文禄元年九月十日の色部長真死後、当主光長（龍松丸）が幼少であったため、「家」秩序維持のため作成されたと推測している。

一方、②～④は、永禄四（一五六一）年～同八年頃を中心とした永禄年間の状況を記したものであると述べる。色部領内の社会経済構造を示す「公事簿」というべきものとなっているとする。永禄十二年の色部勝長死去を受け、上杉謙信の命を受け三瀧氏が弥三郎頭長の後見となるにあたり、①と同様に「家」秩序維持のために作られた可能性が考えられるという。

以上の長谷川氏の内容分類と登場人物の検討に基づいた内容の年代比定は、概ね首肯できるもので、重要な研究といえる。<sup>(11)</sup> 本稿でも、長谷川氏の年代比定に基づいて検討を進める。

「色部氏年中行事」は、近世における伝承や関連史料を踏まえると、色部氏の年中行事を包括的に把握できる色部氏側近層（長谷部氏関係者か）が関わって、色部氏の支配秩序維持のために作成されたと考えられる。そして、それは近世中期の「古キ家来共」も認知する形で、色部氏のもとに保管されていた。色部氏の内部（秩序を維持する側）で作成された、領内秩序維持に資するための記録だったと推測される。<sup>(12)</sup>

さて、色部氏は、鎌倉後期から牛屋・宿田・飯岡氏等の庶子を分出させていった。次に、そのような惣領家と庶子の関係の先行研究を整理したい。

まず、この問題に関して先駆的研究を行ったのは、阿部洋輔氏である。阿部氏は、庶子の分出・統合過程を検討し、独自に「惣領」を立てるなどした庶子の独立性を指摘した。また、南北朝末には惣領による庶子統率権が確立し、所領相続も惣領の一円単独相続へと移行しつつあったと述べ、文明年間には惣領の単独支配が確立していたとする。<sup>(13)</sup>

その後、『村上市史通史編1原始・古代・中世』では、高橋一樹氏・長谷川伸氏らによって新しく色部氏惣領家と庶子の動向が整理し直された。<sup>(14)</sup> 長谷川氏は、文明年間には色部氏の「家中」が成立しつつあったとし、色部氏は守護

家に対する軍役、徴税義務の遂行と知行安堵などの保証体制のなかで、国人家中をまとめていったと指摘した。

また、清水亮氏は、一族一揆に推戴される家督として、「惣領職」の登場に注目した。当知行の維持を希求する色部氏庶子が、鎌倉幕府の倒壊を契機に「色部条惣領職」を標榜する惣領家のもとに吸引され、惣領職の形成自体を支持したと指摘する。「物領制」と「惣領職」は異なり、「物領職」は嫡流としての立場を明確にしよとする惣領の志向と、当知行の維持を希求する庶子の志向とが結びついたところに成立したとする。<sup>(15)</sup>色部氏の史料で「地頭職」に加えて、「色部条惣領職」という表現が鎌倉幕府倒壊後初めて登場した事実は注目すべきである。少なくとも、この頃の色部氏惣領家が、自らを嫡流として強く意識していたことは確かである。

清水氏は、惣領家・庶子と「町場」との関係も考察した。色部氏惣領家による小泉荘最大の「町場」＝「岩船」の掌握は、色部氏一族の統合と密接不可分な関係にあったとする。その他の「町場」（九日市など）も領主の一族内競合の場であり、「町場」を一元的に支配できる存在は、領主としての自立性を高めていったという。そして、そうした状況は中世後期を規定し、惣領の影響を受けない「町場」（十日町）を保有できる庶子（牛屋氏）には、領主としての独立性が残されていたと述べた。<sup>(16)</sup>

しかし、「町場」の保持が、惣領家による庶子の統合に具体的にどのように影響したのかは、史料的には必ずしも明らかでない。独立性の高い牛屋氏の町場とされる「十日町」も、字名でしか確認できず、古文書・古記録には登場しない。こうした鎌倉・室町期の「町場」所持の影響については、今後の検討課題である。

一方で、清水氏が指摘した庶子の独立性＝所領支配の偏差と、その中世後期への影響、という視点は重要と考えられる。惣領家が牛屋氏の所領の統括権を把握しきれなかったという指摘、つまり色部領における所領支配の偏差は、色部氏の在地支配を考えるうえで重要な視点だが、清水氏の分析は文明期までにとどまっており、その後の状況は検

討していない。

鎌倉・室町期の越後における色部氏惣領家と庶子の所領は、小泉莊加納方色部条・牛屋条・有明条・粟島からなり、南北朝期からは岩船も支配した。有明条は、鎌倉期に色部氏庶子である有明条地頭家の支配が確認できる。織豊期においても、色部氏は、有明条の一部である有明・九日市・新田を支配していた。さらに、戦国期以降には、荒川流域に位置する荒河保や奥山莊の一部所領も領有することになる。しかし、それらの所領の全ての村・町が年中行事に登場するのではなく、年中行事に登場しない村・町がある。<sup>17)</sup>

「色部氏年中行事」のなかで色部氏当主と直接的な関わりを持つ村・町・百姓は、本百姓、桃川の御百姓四人半名、河内の三人、宿田の御百姓兩人、宿田の内作田、平林の下町、岩船の町・御百姓衆、<sup>18)</sup>新田の御百姓式人、岩之沢、新保の御百姓、嶋（粟島）、桃崎、塩屋、「浦分」であった。一方で、庶子の所領がある牛屋村や飯岡村は登場しない【図1】。

では、なぜ色部領の全ての村・町が登場しないのだろうか。<sup>19)</sup>清水氏の指摘した色部領内部での所領支配の偏差を踏まえつつ、再検討していきたい。検討する時代のパンが長くなってしまいが、それによって、戦国期の色部氏と色部領が歴史的にどのように規定されていたのかという問題を明らかにすることができると思われる。主な検討対象の庶子は、牛屋氏（牛屋条）・宿田氏（同）・飯岡氏（色部条）である（ただし、庶子ごとの一分地頭家は省略した）。また、土豪とも庶子ともいわれる桃川氏（色部条）についても検討する。なお、色部氏略系図を【図2】に示した。



図1 色部氏領の概念図

※『上越市別編2 上杉氏文書集二』（上越市、2004年）付図「越後国瀬波郡絵図」（16世紀末）に基づき、中野宣任『祝儀・吉書・呪符—中世村落の祈りと呪術—』（吉川弘文館、1988年）18、19頁の図を参考に作成。

集落名…「越後国瀬波郡絵図」で色部氏の知行が確認・推測できる集落。集落名以外はゴシック体で記した。

丸で囲った集落名…色部氏年中行事で色部氏に直接年貢・公事を上納する集落。

あり明・九日市・小出・大つか・たかみたう・こくち・潟端は有明条。〈集落名〉は有明条のうち他領となっている集落。

9 越後国色部氏一族の在地支配と年中行事

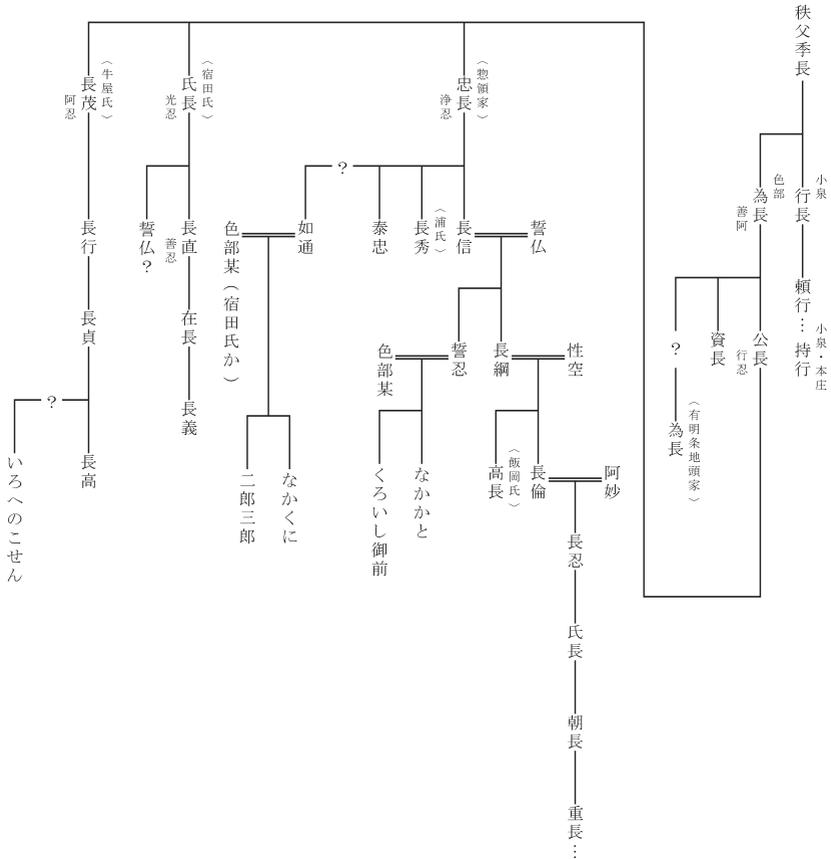


図2 色部氏略系図（清水亮「鎌倉・南北朝期在地領主の一族結合と「町場」—越後国小泉莊加納方地頭色部一族を中心に—」〈阿部猛編『中世政治史の研究』日本史史料研究会企画部、2010年〉の系図を一部修正。）

## 第一章 牛屋条における庶子と「宿田分」の吸収

まず、清水亮氏が注目した、色部氏の所領支配の偏差を示す史料を挙げたい。

【史料1】色部朝長讓狀「光西寺所藏文書」<sup>(20)</sup>

〔附箋〕

〔六〕

合て二十七枚

〔端葉書〕

〔五〕

〔越後国〕

〔上杉房定〕

〔郡〕

〔後筆〕

〔花押〕

〔郡〕

〔郡〕

〔郡〕

〔郡〕

〔郡〕

合 一 所惣領分

一 所宿田分

一 所浦分

一 所牛屋役

右、件之所々者、朝長重代相伝之所領也、然大殿様江奉公ニ依<sub>レ</sub>申定<sub>一</sub>、雖<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>〔 〕<sub>一</sub>為<sub>二</sub>名代<sub>一</sub>松鶴丸ニ自<sub>二</sub>先祖<sub>一</sub>之与奪〔 〕限<sub>二</sub>〔 〕<sub>一</sub>代<sub>二</sub>讓与所也<sub>一</sub>、但<sub>レ</sub>当知行之内中嶋、彼所之田地一万五千疇、年貢卅余貫之地、岩〔 〕添兄藤六ニ為<sub>二</sub>扶持分<sub>一</sub>出<sub>二</sub>置之<sub>一</sub>候、於<sub>二</sub>軍役等<sub>一</sub>者、可<sub>レ</sub>致<sub>二</sub>合力<sub>一</sub>之由申含候、不參之時〔 〕難<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>沙<sub>一</sub>事、可<sub>レ</sub>任<sub>二</sub>先規之法<sub>一</sub>候、万<sub>一</sub>各別之身上ニ儀絶之造意有<sub>レ</sub>之者、可<sub>レ</sub>為<sub>二</sub>惣領之<sub>一</sub>〔 〕、仍若惣領親氣なき子細申懸、非分之題目候〔 〕、可<sub>レ</sub>得<sub>二</sub>府中様之御下知<sub>一</sub>候、松鶴事、奉公ニ參候上者、為<sub>二</sub>新御恩<sub>一</sub>申請、諸公事以下事、可<sub>二</sub>勤申<sub>一</sub>候、但朝〔 〕一世之間於<sub>二</sub>不孝之儀<sub>一</sub>者、彼讓狀不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>立候、仍如<sub>レ</sub>件、

文明拾伍年癸卯十二月十三日

平朝長(色部)(花押)

(色部)昌長  
松鶴殿

従来の研究では、この史料をもとに、文明年間には一律に庶子が従ったとされていた。しかし、清水亮氏は、当文書の「〇〇分」と「〇〇役」の書き分けに注目し、庶子牛屋氏の所領の統括権を惣領家は有しておらず、役の徴収権のみを確保していたと指摘した。<sup>(21)</sup>

史料の内容を確認する。まず、「件之所々」＝「惣領分」以下の四ヶ所が、色部朝長の重代相伝の所領であることが分かる。色部朝長は、子息松鶴(昌長か)が上杉氏に「奉公」(直属)するに際し、家督を譲った。<sup>(22)</sup>惣領家の所領のうち、「中嶋」の田地一万五千疇(年貢三十余貫)の地は松鶴の兄の藤六に扶持分として与え、軍役等を務めさせることとした。後々、家督を譲った弟松鶴と兄藤六との間で争いが起きないようにこのような文言を入れたのではないかと考えられる。兄と弟はそれぞれ別の身上であるのに、儀絶というようなたくらみがあった場合は、惣領家が対処することとし、もし惣領が兄藤六に対して思いやりのないことを言い、道理に外れる事件が起こった際は、上杉氏の下知を仰ぐことになっている。松鶴の「奉公」に伴い、庶子の旧所領を含む惣領家の所領は上杉氏から「新御恩」として保障を受けることになった。それに対応するように上杉房定の花押が据えられている。この譲状の内容を上杉氏も認めていることが分かる。

惣領家の譲状のなかに庶子の旧所領がみえるというのは、惣領家とは別個に庶子ごとで譲状を作成していたかつてのあり方とは異なるものといえる。この時期には、新しく惣領家の支配下に庶子の所領が含まれるようになっていたことが分かる。そして、譲状で譲られた所領は、「〇〇分」と「〇〇役」で書き分けがなされていた。「宿田分」「浦分」

は「惣領分」と同じように記され、それに対し「牛屋役」は「役」のみが把握されている。「役」は、文中にあるような上杉氏から賦課される「諸公事」を指すことが想定できるほか、元々惣領が庶子の軍事指揮権を持っていたことを踏まえれば、そこに軍役が含まれる可能性もある。戦国初期の色部氏のもとには、役は賦課されるが所領そのものを統括されない独立的な庶子がいたということになる。

では、色部氏惣領家とそれぞれの庶子の関係はどのような変遷をたどったのだろうか。色部氏惣領家と庶子の関係の変化を、清水氏が検討した文明期より後の十六世紀に至るまで検討してみたい。

鎌倉にいた色部氏が小泉莊加納方に下向してきたのは、文永五（一二六八）年頃、公長のときである。<sup>(23)</sup>色部氏は当初、越後では小泉莊加納方色部条・牛屋条・有明条および粟島に地頭職を保持していた。十三世紀後半には、公長の嫡子忠長（惣領）、長茂（のちの牛屋氏）、氏長（のちの宿田氏）に家がかかれ、南北朝期以降には、庶子がそれぞれ牛屋氏・宿田氏を名乗った。<sup>(24)</sup>なお、本稿では、便宜上庶子の分出時から南北朝期以降の名字で呼称する。

次の史料は、長茂に対する公長の讓状である。

【史料2】沙弥行忍（公長）讓状案写「古案記録草案」<sup>(25)</sup>

讓渡

越後國小泉庄内牛屋条内、作路以西、四至東限作路、南限石提荒河流、西限大山、北限色部条堺、但除<sup>(堤)</sup>上新保<sup>(堤)</sup>之定、出雲国飯生庄地頭職事

右所<sup>(堤)</sup>讓<sup>(堤)</sup>与<sup>(堤)</sup>子息七郎左衛門尉平長茂<sup>(堤)</sup>也、無<sup>(堤)</sup>他妨<sup>(堤)</sup>、任<sup>(堤)</sup>先例<sup>(堤)</sup>、可<sup>(堤)</sup>令<sup>(堤)</sup>領<sup>(堤)</sup>知之<sup>(堤)</sup>、但於<sup>(堤)</sup>恒例臨時御公事<sup>(堤)</sup>者、守<sup>(堤)</sup>惣領忠長之支配<sup>(堤)</sup>可<sup>(堤)</sup>令<sup>(堤)</sup>致<sup>(堤)</sup>其沙汰<sup>(堤)</sup>、仍讓状如<sup>(堤)</sup>件、

文永七年八月廿五日

沙弥行忍御在判  
(色部公長)

牛屋氏所領の四至は、牛屋条内の作路（東）、荒川の石堤（南）、大山Ⅱ海岸砂丘か（西）、色部条との境（北）だった。但し、このうち「上新保」は惣領家のものとされた。

一方、宿田氏所領の四至は、牛屋条内の大山（東）、荒川の石堤（南）、作路（西）、色部条との境（北）だった。但し、「松沢新田等」は惣領家が支配した<sup>(26)</sup>。色部条の南に接する牛屋条を西と東に分け、それぞれ牛屋氏と宿田氏に配分したことになる。

色部条と牛屋条の境を確認すると、讓状で確認できる確実な牛屋条の北限は松沢<sup>(27)</sup>である。しかし、牛屋条東部を支配した宿田氏が永正六（一五〇九）年段階までに「岩之沢名」十二貫文を耕雲寺に寄進していることが確認できるため、岩野沢周辺が牛屋条の北限である可能性がある<sup>(28)</sup>。

牛屋氏は、色部氏庶子のなかでも特に独立的だったと考えられている。高橋一樹氏は、牛屋氏が北条氏と関係の深い相模国や信濃国の国衙領で所領を獲得するなどしており、鎌倉時代末期には北条氏の被官となっていた可能性が高いと述べる。また、その鎌倉権力の崩壊期には、惣領家よりも早く、単独の軍事行動によって足利尊氏のもとに参陣していることに注目する<sup>(29)</sup>。

さらに、清水亮氏によれば、元弘三（一二三三）年段階で牛屋長行が「九郎左衛門尉」その嫡孫の長高が「藏人」を名乗っているのに対して、長高と同世代の惣領家長倫は無官の「三郎」であった。加えて、牛屋長貞・長高父子は、得宗貞時・高時から一字拝領を受けていた可能性があるとする。清水氏は、牛屋氏が惣領家と拮抗するか、それを凌駕する政治的位置を保持していたと指摘している。しかし、鎌倉幕府倒壊後の安堵申請では、惣領家と協調して

当知行証明を受けており、その頃から、牛屋氏と惣領家は接近していくとする。<sup>(31)</sup> 南北朝・室町期の史料は少ないが、文和三（一三五四）年に牛屋氏当主の讓状が確認できる。<sup>(32)</sup>

そして、文明十五（一四八三）年には、「牛屋役」として、「役」が惣領家に把握されるに至る（史料一）。「色部氏年中行事」前半部分では、「牛屋右近丞殿」が正月七日に出仕し饗応を受けたあと、「右近丞殿家中長敷者」にも色部氏から御酌が下されている。<sup>(33)</sup> 戦国期には色部氏に従い、「役」を徴収されていたといえる。宿田氏・浦氏は惣領家の讓状で「惣領分」と同様に「分」と記されてその所領が讓与されたが、牛屋氏の場合は比較的自律性を維持していたと考えられる。「色部氏年中行事」では、牛屋村の百姓は直接年貢・公事を負担していない。

一方、宿田氏は、のちに戦国期色部氏の本拠が築かれる平林・宿田周辺を相伝していた庶子である。牛屋氏よりも惣領家との同族婚を濃密に行っていた形跡があり、牛屋氏や近隣領主との堺相論に備え、鎌倉期から惣領家と連合する道を選んだと考えられている。<sup>(34)</sup> 文保三（一三一九）年には、牛屋氏と境相論を起こすが和談し、論所の三分の二を牛屋氏に讓っている。<sup>(35)</sup>

元徳二（一三三〇）年には、宿田善忍（長直）が嫡子在長と嫡孫長義に讓状を作成している。<sup>(36)</sup> また、暦応四（一二四二）年、惣領家長信の娘誓忍の讓状案に「そりやうやうやとた方」とみえる。<sup>(37)</sup> 応永十七（二四一〇）年には、宿田氏の当主長忠が寺領寄進を行っていることが確認できる。<sup>(38)</sup>

戦国期の史料では、永正六（一五〇九）年段階までに耕雲寺に所領を寄進していたことが確認できる。<sup>(39)</sup> しかし、これは寄進の時期が明記されておらず、室町期以前に寄進されていた可能性もある。天文十（一五四二）年の色部氏家中の人物が列記される起請文等では、牛屋氏・飯岡氏・桃川氏が記される一方、宿田氏は確認できない。<sup>(40)</sup> 「色部氏年中行事」後半部分では、貴船大明神の弓を射る神事で「宿田殿」が参加すると記されている。<sup>(41)</sup> また、「色部氏年中行

事」前半部分では、正月四日に「小嶋同名衆」が饗応を受けている。<sup>(42)</sup> 小嶋氏は、戦国期に「宿田小嶋殿」とも呼ばれており、<sup>(43)</sup> 宿田氏の一族とも考えられる。しかし、「宿田」を名乗る人物は正月の饗応には登場しない。先の起請文で記載されていないことも踏まえると、色部氏内部での立場は前代までと比べて弱くなったといえるのではないだろうか。いずれにせよ、宿田氏は戦国期には衰退したものと考えられる。貴船大明神の神事で宿田氏が登場すると記されている理由は不明だが、政治的な力は失ったものの、神事の場合のみ旧来通り登場したのかもしれない。

ところで、文明六年、色部氏は、所領相論（第二章で述べる悟了庵相論）で上杉氏の「御評定衆」に対して、以下のように述べ、自らの上杉氏に対する忠節を主張している。

【史料3】色部朝長申状案「米沢市立図書館所蔵文書」<sup>(44)</sup>

（前略）

一、彼兩人非分之役を申懸、致<sup>(飯岡桃川)</sup>狼藉一候由申上候、既彼役之事者、代々軍役之時者、五年三年二一度致<sup>(上杉房朝)</sup>所納一

事候、殊以段別百文充候事候、然を過分ニ申上、為<sup>(上杉房朝)</sup>其過失一各被<sup>(上杉房朝)</sup>召上一候、依<sup>(上杉房朝)</sup>不運一、常春院殿様并当御

判未<sup>(上杉房朝)</sup>申立<sup>(上杉房朝)</sup>一候、

一、彼条々委細雖<sup>(上杉房朝)</sup>申上候<sup>(上杉房朝)</sup>、心底具不<sup>(上杉房朝)</sup>申届<sup>(上杉房朝)</sup>一候、<sup>(異筆)</sup>於<sup>(上杉房朝)</sup>此上<sup>(上杉房朝)</sup>御不審も候者、可<sup>(上杉房朝)</sup>預<sup>(上杉房朝)</sup>御尋<sup>(上杉房朝)</sup>一候、以<sup>(上杉房朝)</sup>口上<sup>(上杉房朝)</sup>可<sup>(上杉房朝)</sup>申披<sup>(上杉房朝)</sup>一候、

一、彼仁等御内へ参候、某者外様之由申隔候哉、全<sup>(上杉房朝)</sup>不<sup>(上杉房朝)</sup>可<sup>(上杉房朝)</sup>有<sup>(上杉房朝)</sup>其儀<sup>(上杉房朝)</sup>一候、可<sup>(上杉房朝)</sup>致<sup>(上杉房朝)</sup>忠節<sup>(上杉房朝)</sup>之心中無<sup>(上杉房朝)</sup>他事候、殊以宿田分之事不<sup>(上杉房朝)</sup>申上<sup>(上杉房朝)</sup>一候処、蒙<sup>(上杉房朝)</sup>御情<sup>(上杉房朝)</sup>一候事、人目実忝次第候、此上者因傍輩をも不<sup>(上杉房朝)</sup>相兼<sup>(上杉房朝)</sup>一、偏可<sup>(上杉房朝)</sup>致<sup>(上杉房朝)</sup>忠節<sup>(上杉房朝)</sup>一候、若偽申子細候者、伊勢両宮・春日大明神・八幡大菩薩之御罰を可<sup>(上杉房朝)</sup>罷蒙<sup>(上杉房朝)</sup>一候、此等之趣具預<sup>(上杉房朝)</sup>御披露<sup>(上杉房朝)</sup>一候者、畏入候、恐々謹言、

(二四七四)  
文明六

八月十八日

(色部)  
朝長在判

(異筆)  
「七」御評定衆御中

傍線部を読むと、「宿田分」に何らかの異変があったことが分かる。色部氏は、そのことに関して上杉氏への報告を怠っていたが、特別に許された。この「御情」を理由として、国内の同僚に遠慮せずに忠節を尽くすと述べている。

そして、文明十五年には、「宿田分」として惣領家に把握されることになる(史料1)。永祿六(一五六三)年には、次の史料から、宿田村に色部氏の「御料所」が設定されていることが確認できる。

【史料4】色部氏段銭日記写「古案記録草案」<sup>(45)</sup>

(編者按文カ)  
「段銭請取之日記帳面之写」

六千疋やく

(宿) (料所)  
一貫二百文、屋と田御りうせう

三千五百疋やく

七百十文、同屋と田の寺しや

二千九百五十疋やく

五百九十文、今弥九郎刷

千五十そく疋やく

一貫四百十文 北目内木助刷

六千五百苜のやく

一貫三百文 (牛屋) うしやの寺しや方

(中略)

百七十苜のやく

卅七文 (石動) ゆするき太夫

(二五六三) 永祿六年のとつしやう (取状)

以上十七貫百卅一文

この「御料所」は、色部氏が他の色部領と一括して段銭を收取していることから、上杉氏の御料所ではなく、色部氏の御料所であることが分かる。文祿三(一五九四)年の色部家老臣連署知行定納覚<sup>(46)</sup>によれば、宿田村の苜高は九三五〇苜であるため、大部分が色部氏の御料所となっていたと考えられる。それ以外は寺社領(同屋と田の寺しや)となっていたのだろう。

また、戦国期には宿田村直近に色部氏の本拠平林城が築城されることとなる<sup>(47)</sup>。宿田氏が衰退していることも考え合わせれば、「宿田分」≡宿田氏の旧所領は、少なくとも大部分が惣領家に吸収されたと考えられる<sup>(48)</sup>。「色部氏年中行事」では、宿田氏所領の百姓が直接年貢・公事を負担している。

以上、本章では牛屋条における庶子を確認した。十三世紀後半、色部氏は、小泉莊加納方のうち、松沢・岩野沢周

辺以南、荒川以北を庶子に分与し、作路以西を牛屋氏、作路以东を宿田氏が支配した。鎌倉末期から北条家の被官となるなど独立性の高かった牛屋氏は、南北朝期以降知行の保障を求め惣領家に接近する。戦国期には、相対的な自律性を維持しつつ、惣領家に「牛屋役」の徴収権を把握される。また、「色部氏年中行事」では家中の参加も確認できる。一方、色部氏と密接な同族婚を行った宿田氏は、戦国期に「宿田分」として惣領家に把握され、宿田も惣領家の御料所となる。旧所領には、戦国期の惣領家本拠平林城が築城され、氏族としても衰退したと考えられる。

## 第二章 色部条における庶子と「浦分」の吸収

次に、色部氏の名字の地、色部条における支配状況を考えたい。色部条の範囲としては、岩船潟北岸の三日市周辺が「色部条」と呼ばれているため、三日市周辺を含み、さらに飯岡周辺も含まれていることが確認できる。なお、史料上は確認できないが、山田を含む可能性もある。有明・九日市周辺の有明条を除き、それより南の地域と考えられる。

惣領家が所領を持つ色部条においても、庶子の存在が確認できる。それが、飯岡氏である。飯岡氏は、鎌倉末期、色部氏嫡流の長綱の次男高長（飯岡氏の祖）が、父から色部条の飯岡を譲り受けたことから始まる。<sup>(51)</sup> その名前から飯岡を支配していたことが分かるが、具体的な所領範囲は詳しくは分からない。

建武二（一三三五）年、中先代の乱を契機として足利尊氏が鎌倉にとどまり建武政権に反抗すると、越後全土で足利方と新田方に分かれ内乱が起こる。この時、高長は、蒲原津・沼垂・菅名荘・三島郡・岩船宿などで転戦する。惣領長倫からは独立的な行動を取り、その戦功をもとに幕府からの地頭職安堵を得た。<sup>(52)</sup>

宝徳二（一四五〇）年には、守護上杉房定が越後に下向し、官僚組織を整備する。文明六（一四七四）年、飯岡氏は、守護の「御評定衆」に訴え、色部氏の後家の菩提を弔う比丘尼の寺「悟了庵」等をめぐり、惣領家朝長と争っている（前掲【史料3】等）。しかし、この訴訟は、飯岡氏側の敗訴に終わる。<sup>(53)</sup>

文明十五年の色部朝長讓状（【史料1】）には見えないが、天文十（一五四一）年七月廿七日の鮎川家中連署起請文の色部家中に「飯岡九郎五郎殿」がおり、戦国期には惣領家に従っていることが確認できる。また、「色部氏年中行事」の後半部分には、河内村の百姓三人の主張が反映されていると考えられる部分に、以下の記述がある。

【史料5】色部氏年中行事「色部正長氏所蔵色部文書」（色部本）<sup>(55)</sup>

一、（中略）前々我々か子孫やまをおしなへてあつかり申候ところニ、桃河殿・飯岡殿御けんさん被<sub>レ</sub>成候時わかま、に御あつかい候、それをひかせられ、いまも三方よりあいのよし候て、木をきらせられ候、向後八前々のことく被<sub>レ</sub>成候て可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>下候、

本来色部氏惣領家領河内の百姓三人が山を預かり、管理・伐採の権利を持っていたが、桃川氏・飯岡氏が色部氏に従った際、両氏所領の百姓にも伐採が認められ、山が入会状態となった。桃川氏と飯岡氏の所領は、前掲【史料3】にあるように、一時期上杉氏によって召し上げられていた。その後、飯岡氏は、桃川氏とともに材木資源をめぐって惣領家と交渉をし、従属時に材木伐採の権利を認めさせたと考えられる。一方、「色部氏年中行事」前半部分では、正月五日に「飯岡刑部大輔殿」が饗応を受け、「彼飯岡殿御供衆長敷者」にも色部氏から御酌が下されている。<sup>(56)</sup>戦国期には色部氏の有力家臣となっており、牛屋氏同様、年中行事では家中（「御供衆御長敷者」）の登場が確認できる。「色部氏年中行事」では、飯岡村の百姓は直接年貢・公事を負担していない。

ここまで、牛屋氏、宿田氏、飯岡氏について確認してきた。次に、史料こそ少ないものの、存在が確認できるその他の庶子に触れておきたい。

まず、有明条地頭家が挙げられる。関係史料がほとんど無いが、色部氏初代為長の庶子が孫から分出した家であり、十三世紀中葉には惣領家に次ぐ地位を保持していたとされる。永仁四（一二九六）年には、有明条（有明・九日市周辺）で領家方と下地中分を行っている。南北朝期以降、惣領家と敵対し、滅亡させられた可能性が高いと考えられている。<sup>(57)</sup>ただし、有明条に位置する有明・九日市等の大部分の村・町は、「色部氏年中行事」に登場しない。

また、浦氏という氏族もいた。延慶二（一三〇九）年に惣領家忠長が子息長秀に所領を譲ったことから分出し、岩船<sup>(58)</sup> 潟北岸を支配した。しかし、文安元（一四四四）年頃には、桃川氏（後出）とともに経済的に困窮していることが確認できる。

【史料6】色部末長証状写「古案記録草案」<sup>(59)</sup>

（前欠）

京都下上之借銭、遊佐備中殿より□□之働、仍其時之忠節諸上寺寺領□□打渡候、密宗御涅槃以後□□可レ被レ請取一候、

合寺領本田三千六百疇、苗代十五疇、<sup>持</sup>山田かた□□新田、開山寺領桃川二五百疇、

右件寺領、依レ京都忠節一、打渡候処実也、若門徒中於レ彼寺一望三子細一之者、此状先惣領色部方出レ沙汰一、無レ煩可レ有レ知行一候、浦地頭公方役二千三百疇、役者なすへく候、其謂者可レ□□一之処<sup>(ママ)</sup>間過上無<sup>(ママ)</sup>役者なすへく候、浦之子々孫々不レ可レ有レ異乱妨一候、たとへ新田をきめん候者、煩なく開山之を<sup>(掟)</sup>きてのやうニさたあるへく候、妙參か事ハ、今度浦之名代初継之前にて候、其謂者、就レ徳成沙汰一、桃川雲洞庵分は沙汰ニいろいすこしたる

によつて、惣領方へ本領手を入、桃川・浦兩人既無足候之処、小僧か折節、依河内国候「伊豆彈正方関沢殿公  
方へ能様申開、(上杉房朝)屋形懸<sup>二</sup>御目<sup>一</sup>候、是証剽候、仍為<sup>二</sup>後日<sup>一</sup>之状如件、(判カ)

文安元年<sup>(一四四四)</sup>甲子十月十三日 浦地頭平末長判

この史料は、先行研究で難解な史料とされている。<sup>(60)</sup>欠損箇所があり、登場人物も確定しづらいが、飯岡氏・桃川氏の動向を考えるうえで重要な情報が読み取れる。

まず、登場人物を確認したい。遊佐備中殿は、この時の管領畠山持国の被官に遊佐氏がいるため、その一族とも考えられる。しかし、応永三十三(一四二六)年に和泉半国守護細川氏の目代に遊佐備中守基祐が確認でき、この人物をさすのかもしれない。<sup>(61)</sup>「京都下上之借錢」に何らかの関係がある人物のようである。また、伊豆彈正についても詳しくは不明だが、戦国期の曹洞宗耕雲寺(村上市)寺領に「豆州分」「伊豆殿之分」があることから、<sup>(62)</sup>小泉荘に所領を持っていた領主と思われる。関沢氏は、奥山庄中条氏の庶子のことと考えられる。同氏は、応永三十年頃から守護の被官となっていた。<sup>(63)</sup>

浦氏は、將軍・守護から京都への上洛の役をかけられ、金銭に困って京都で借錢をしなければならなくなった。その際に諸上寺(村上市)の力添えを受けたので、その忠節に対し、寺領の打ち渡しを保障した。この寺領に関して、諸上寺門徒中から申し立てがなされた場合は、色部氏惣領家に訴えるようにと述べている。打ち渡しには惣領家の了承があったのだろう。この文書は、末長が妙参という人物に家督を譲る際に作成されたようである。ここでは、文安年間には桃川氏・浦氏が「無足」となっていること、桃川氏が桃川村を一円的に支配していたわけではないこと、色部氏惣領家と浦氏が協調して寺領の保障を行っていることが注目できる。なお、諸上寺は、大永七(一五二七)年段

階でも桃川に五百刈の田地を持つている<sup>(64)</sup>。

その後、文明十五年色部朝長讓状では、「浦分」として惣領家に把握されている（史料1）。「色部氏年中行事」前半部分では、正月一日に「浦分の御小つかい」「村田」が御盃を下され、正月十一日に「浦右京亮」が饗応を受けている。<sup>(66)</sup>「色部氏年中行事」後半部分では、貴船大明神の神事で「浦殿」が弓を射ると記されている。<sup>(67)</sup>天正十（一五八二）年には惣領家当主長真が諸上寺に対して、浦氏の旧所領と思われる浦田を返し置いている。<sup>(68)</sup>なぜ返し置いているのかは理由が記されておらず不明だが、浦田は岩船潟北岸の浦田山周辺の耕地を指す。近世には、岩船町および浦氏の支配が確認できる三日市の住人によって耕作されている土地である。<sup>(69)</sup>この時期には惣領家が浦氏の旧所領について差配する権限を持っていることが指摘できる。浦氏という氏族は残っていたようだが、浦氏の旧所領は惣領家に「浦分」として吸収され、小使が設定されていた。「浦分」は、「色部氏年中行事」で年貢を負担しており、注目される。<sup>(70)</sup>

その他、応安三（一三七〇）年には、色部資長から養子「八日市一分地頭」彦童丸への讓状が確認できるが、関係史料が少なく、八日市一分地頭家の詳細は不明である。八日市は「色部氏年中行事」で年貢・公事を直接負担しない。また、天文年間頃の色部長継を祖とする庶子色部氏も存在した。養子として飯岡氏から長影を迎えており、天正末々慶長初期には色部氏の老臣として家政機関の運営に携わっていた。<sup>(72)</sup>色部氏の譜代家臣層を代表する立場にいたが、その所領範囲は詳しく分からない。

さて、これまでの検討を踏まえると、庶子分出後における旧来からの色部氏惣領家の本領は、色部条（百川流域）の飯岡周辺や岩船潟北岸を除いた地域と、栗島<sup>(73)</sup>にあったと考えられる。南北朝期以降には、岩船が含まれるようになる。

しかし、色部条の桃川村には、他に、土豪とも色部氏の庶子ともいわれる桃川氏がいたとされる。一方で、「色部氏年中行事」では、桃川の御百姓四人半名が、登場する百姓のなかでも特に重要な役割を担っている。では、桃川氏はそのような氏族なのだろうか。続いては、色部氏惣領家と桃川氏の関係を考え、色部氏惣領家の在地支配のあり方を検討したい。

先行研究における桃川氏の評価は、以下の通り、おおむね土豪か色部氏の庶子、という評価がなされている。①「屋敷」に住む村落武士で平時には農業経営にたずさわり、戦時には色部氏の下で参戦した。<sup>(74)</sup>②色部氏庶子かどうかはつきりしないものの、「屋敷」「館」を根拠に土豪としての成長をとげていった村落支配者。<sup>(75)</sup>③被官人を抱えて独立した領主的支配を行う階層。鎌倉期以来村落に居住していた土豪が被官化したもの。文明年間には、飯岡氏と共に色部氏の軍役に対する訴訟を行う程の力量を備えていた。<sup>(76)</sup>④色部氏の庶子とみられ、南北朝期に分割相続した桃川の所領を伝領した。「村殿」(村落領主、半農半武士)。<sup>(77)</sup>

では、次に史料で確認できる桃川氏の動向を確認してみたい。

イ、元弘四(一三三四)年二月十八日、惣領長倫から女子千歳への譲状写に「壱所桃河兵衛二郎屋敷」が含まれる。

【史料7】色部長倫譲状案写「古案記録草案」<sup>(78)</sup>

譲与 越後国小泉庄色部条田在家事

合田数五段小平内名同七段内也

壱所功田山田上別当跡式段

壱所政所給分北田六百苜

今泉四百苜屋敷南

舊殿隣

壱所桃河兵衛二郎屋敷

右田在家者、以<sub>二</sub>女子千歳<sub>一</sub>為<sub>二</sub>領主<sub>一</sub>所<sub>二</sub>讓与<sub>一</sub>也、但恒例臨時於<sub>二</sub>御公事<sub>一</sub>者、守<sub>三</sub>惣領之支配<sub>一</sub>可<sub>二</sub>勤仕<sub>一</sub>、将又、一期之後者、可<sub>レ</sub>寄<sub>三</sub>附惣領<sub>一</sub>、仍無<sub>二</sub>他妨<sub>一</sub>、可<sub>レ</sub>令<sub>二</sub>領掌<sub>一</sub>之状、如<sub>レ</sub>件、

(一三三四)  
元弘四年二月十八日

(色部)  
長倫

「田地+屋敷」というセットで譲与されていることから、桃川氏は田地の耕作に密接に関与していたものと考えられる。また、桃川兵衛二郎の屋敷は、惣領家に所有権があり、千歳の死後、屋敷は惣領の手に戻ることになっている。

ロ、文安元年十月十三日、桃川氏は、浦氏と共に経済的に困窮していた（史料6）。また、桃川氏は桃川村を一円的に支配できていなかった。

ハ、文明六年、色部氏と飯岡氏との悟了庵相論の際、桃川氏は飯岡氏とともに守護側に色部氏の軍役に関わる段別百文の課役について不正を訴えた。<sup>(79)</sup>このとき、飯岡氏と桃川氏の所領は上杉氏によって召し上げられている。

ニ、天文十年七月二十七日、鮎川家中から色部氏家中への連署起請文に「桃河備後守殿」「桃河平八郎殿」の二名が<sup>(80)</sup>列記される。色部氏家中のうち、桃川氏は牛屋氏・飯岡氏などと並び格上の位置（充所二段からなるうちの上段）に記されていることから、色部氏を支える有力家臣となっていた可能性が高い。

ホ、「色部氏年中行事」前半部分では、桃川氏三名が色部氏から饗応を受けている。また、同史料中から、色部氏に従う際、材木資源のやり取りがあったことが分かる（史料5）。ただし、饗応の際には、牛屋氏・飯岡氏とは異

なり、家中の「長敷者」は登場しない。また、名前に「殿」の敬称がついていない。<sup>(81)</sup>

以上を踏まえて考えると、先行研究が指摘するように、桃川氏は田地の耕作に密接に関わる存在であり、土豪的な性格を持っていたと考えられる（イ）。しかし、室町期には浦氏と共に「既無足」と表現されていることから、経済的には困窮していた。また、少なくとも桃川氏は、桃川村を一円的に支配できていなかったことが分かる（ロ）。年中行事において桃川の御百姓四人半名が特に重視されたことも踏まえれば、桃川村には惣領家所領も存在したのではないかと考えられる。

文明期には色部氏惣領家の軍役に関する課役を飯岡氏と共に負担しており、その後色部氏の支配からは離れるが（ハ）、天文期には色部氏を支える有力家臣となっていた（ニ）。桃川氏は、色部氏に従う際、領内の住民の材木資源確保のため、色部氏と交渉を行っている（ホ）。しかし、戦国末期の段階では、飯岡氏や牛屋氏のような規模の色部氏のもとにまとまって参上するほどの）家中を持っていなかった（ホ）。惣領家と何らかの血縁関係を持っていた可能性は否定できないが、色部氏の庶子であったことの証拠となる史料はない。土豪から成長した色部氏の有力家臣と考えられる。

以上、色部条を中心に庶子、土豪、色部氏惣領家の在地支配を確認した。色部氏惣領家の旧来の本領は、名字の地、色部条及び粟島にあったと考えられる。色部条は、三日市・飯岡（・山田？）周辺を含み、有明条（有明・九日市周辺）の南に隣接する地域にあたる。色部条では、惣領家の他に庶子飯岡氏等が飯岡周辺を支配していた。飯岡氏は、文明期に惣領家と所領相論を起こすが敗訴する。戦国期には桃川氏と共に領内の材木資源確保のため惣領家と交渉し、有力な家中を持ちつつ色部氏に従った。また、三日市周辺を支配していた浦氏は、室町期に経済的に困窮し、その後所領の大部分が惣領家に吸収された。色部条には桃川氏という氏族もいた。土豪として成長し、戦国期には色

部氏を支える有力家臣となっていたことが確認できる。

### 第三章 色部氏惣領家の所領と年中行事

第一章・第二章における検討を踏まえ、「色部氏年中行事」で色部氏と直接的な関係を持つ村・町との関係をまとめると、次のようになる。

桃川の御百姓四人半名、河内の百姓三人、嶋（粟島）、岩船の町・御百姓衆（南北朝期）

色部条、粟島、岩船は、色部氏惣領家が相伝してきた所領である。【史料1】の「惣領分」に相当する。  
本百姓

具体的にどこの百姓か記されていないが、年貢納入を誓約する正月三日の吉書の儀に参加していることから、惣領家の直轄領の百姓と考えられる。また、節分の方違の儀や十二月晦日の門松立に参加しており、色部氏の当主と深い関係にあることを踏まえれば、「惣領分」の百姓である可能性が高い。<sup>(82)</sup>

#### 新保の御百姓

「新保」は色部条・牛屋条に複数確認できる地名で、低湿な土地に多かった。<sup>(83)</sup>ここでの「新保」の位置は確定し難いが、そうした所領のうち、惣領家の所領であった（または、そうなった）村と考えられる。

なお、【史料2】から、牛屋氏分出時は「上新保」が惣領家の所領であったことが分かるが、鎌倉後期には上新保の一部が牛屋氏の所領となることが確認できる。<sup>(84)</sup>ただし、上新保が一円的に牛屋氏の所領であったかどうか

かは分からない。

また、建武元（一三三四）年には、惣領家長倫の「郎等」に「新保彦三郎安長」がいた。<sup>(85)</sup>惣領家の「郎等」とあることから、惣領家の所領に「新保」があり、新保安長の名乗る「新保」はその地名に由来すると思われる。新保の御百姓とも何らかの関係があるかもしれない。

#### 宿田の御百姓兩人、宿田の内作田、平林の下町、岩之沢

本来庶子の宿田氏の所領といえる。【史料1】の「宿田分」に相当する。

#### 新田の御百姓式人

「新田」は、有明条に位置し、<sup>(86)</sup>岩船潟沿いの低湿地として開発が行われてきた土地と思われる。上流に色部氏の本領がある百川の河口に位置している。享祿二（一五二九）年の「色部氏段銭日記写」によれば、領家の所領三貫四十文のうち、新田から八百文が徴収されている。<sup>(87)</sup>ただし、この段階での領家の実質的支配は考えられないため、形式的な表現と考えられる。庶子の所領として記されず、領家の所領として書かれていることを踏まえれば、本来領家の所領であったものが、のちに惣領家の所領となった土地とも考えられる。

#### 桃崎・塩屋

牛屋条の南西、荒川の河口部に位置する。年中行事の公事負担では、肴持ちの参加が確認できる。漁師たちに公事を賦課したものとされる。

桃崎は、本来荒河保に含まれる。塩屋は、位置関係を踏まえると、建長七（一二五五）年に色部公長が荒河保地頭荒河景秀と塩屋の建設をめぐる争った土地に近い集落と考えられる。<sup>(88)</sup>このとき、荒川の下流の境は荒川の浸食を受けた「二兎塚」（景秀）または「押境枯松出路」「千松出路」（公長）であるとして争われた。相論の結果、公

長側の勝訴となり、鎌倉幕府からは、河川の流路に従い「北鱒」をもって境とするように判決が下された。「北鱒」は未詳だが、十六世紀末期の「越後国瀬波郡絵図」<sup>(89)</sup>をみると、荒川河口北部に潟湖があり、海岸砂丘と近接している（図1）参照。約三百五十年後の絵図である点に注意が必要だが、河川の浸食・流路が問題となっていることや、公長側が海岸砂丘を境と主張していたことから考えて、この潟湖周辺が幕府の判決にみえる境と考えられる。

なお、色部領があつた村上地域の海岸砂丘には、現在でも松が自生している。また、【史料2】では、牛屋氏の所領の西の境が「大山」とされていた。塩屋を牛屋氏が支配していた史料は確認できないため、海岸砂丘を越えた位置にある塩屋は、本来荒河保に属していたのではないかと考えられる。荒川流域に色部氏所領が拡大し、流域に色部氏の本拠平林城が築かれた戦国期以降の惣領家所領の可能性がある。

## 浦分

本来庶子の浦氏の所領といえる。【史料1】の「浦分」に相当する。

牛屋村や飯岡村は登場しない。永祿年間の「色部氏年中行事」で色部氏と直接的な関係を持つ村・町は、大部分が【史料1】の「惣領分」「宿田分」「浦分」に相当する所領で、惣領家所領の村・町であると考えられる。ただし、第一章・第二章で触れたように、宿田氏・浦氏は力を失いつつも、氏族としては残り、色部氏に仕えていたと考えられる。

次の史料は、「惣領分」「宿田分」「浦分」の年貢・公事負担が特徴的に表れる「色部氏年中行事」の記述である。

【史料8】 色部氏年中行事（色部本）「色部正長氏所蔵色部文書」<sup>(90)</sup>

一、十二月拾三日、御せち（節 搦）つきの米請取申候事、

一、宿田の内作田くの御年貢米七俵二定、うけとり申候、然共作二より候て、其内も御佐わひ事申上候代も候、  
 一、忠奎助取次とりつき被<sub>レ</sub>申候浦分の御年貢米十三俵二定候、請取申候、是も作二より其内も御わひこと被<sub>二</sub>申上<sub>一</sub>候、同十三日二うけとり申候、

一、十二月廿六日二、六人半名の御百性衆よりしゆたう所当カの米、一名より五斗つ、二さたまりおさめ申候、然共作二より其内も御侘言申上儀も御座候、是も御せちつき二いたし申候、彼三ヶ所の御飯米二而正月の御まかない申候、御台飯たいはの人数もお、く候時は、別而御はんまい御過上おくわちやうさせられ、御まかないさせられ申候、  
 一、御百性衆よりあけ申候しゆたうの米ハ、はく白壺俵つ、くろ米弍斗つ、合而五斗あけ申候、是ハ桃河の御百性衆よりあけ申候、同半名よりハはく一斗五升、黒米壹斗上申候、宿田の御百性衆よりハ、くろ米一俵つ、はく弍斗つ、上申候、何もしゆたう所当升カます二而納申候、

十二月十三・二十六日に、せちつき節搦の米の上納が行われた。正月の饗応で出される餅を搗くためのもので、「彼三ヶ所の御飯米」によって準備された。この餅によって、色部氏の「家」秩序が維持される。

十二月十三日には、宿田の内作田から米七俵、浦分から米十三俵が上納される。両所とも収納方法は全く同じであった。ただし、「浦分」は庶子浦氏の所領からの年貢で、忠奎助が徴収して納めている。

同月二十六日には、六人半名の御百姓衆から白米・黒米が上納される。その負担量は、一名五斗×六・五六人半名≡三石二斗五升十俵二斗五升となる。その内訳についても記される。桃川の御百姓衆四人半名からは一名につき白米一俵三斗・黒米二斗ずつ、半名の場合は白米一斗五升・黒米一斗が上納される。宿田の御百姓衆兩人からは、一名につき白米二斗・黒米一俵三斗ずつが上納されることとなっている。宿田の内作田・浦分

とは明らかに収納方法が異なり、「名」ごとの賦課であることが分かる。「しゅたうます（所当升カ）」という升の指定もある。また、白米・黒米の納入が記されている点が特徴的である。このうち黒米については、大歳に飾られ、正月三ヶ日に祝われる歳神への供物である御くだの餅や、正月二・十五日に無病息災を祈る儀礼である御戴餅の祝に使用される、目黒餅という黒い餅を搗くための米であると考えられる。<sup>(91)</sup> 正月の餅のなかでも、特に重要な儀礼に使用される餅である。

六人半名の御百姓は、ほかに、色部領の鎮守貴船大明神の神事で「御たち様定尺」を使い堀垣・柴垣の準備をし、「御ぶけひの御はつを（御武芸の御初穂）」を上納するなど、色部氏当主と特に関わりが深い。<sup>(92)</sup> この場合も、惣領家との密接な関係によつてせちつきの米を負担していると考えられる。

以上のことから、惣領家・宿田氏・浦氏と関わりの深い所領・百姓が上納を行い、色部氏の「家」秩序維持のための餅を準備していたといえる。この役負担者の選定には、【史料1】で惣領家当主朝長が譲与した「惣領分」「宿田分」「浦分」という所領のまとまりと共通する意識があったのではないかと考えられる。【史料8】の「彼三ヶ所」という表現は、それぞれの氏族ごとの所領のまとまりを意識した表現なのではないだろうか。色部氏と庶子の関係、所領支配の偏差が、住民の負担の有無に反映されているといえる。

なお、「色部氏年中行事」によれば、こうした負担の他に、本百姓・宿田の百姓（両人か）が正月三日の吉書の儀で年貢納入を誓約している。また、桃川の御百姓四人半名・宿田の御百姓両人は九月十九日の貴船大明神の神事及び春に「御はつを（初穂）」を上納していた。加えて、粟島が惣年貢十八貫文を上納していることも分かる。河内の百姓三人に関しては、大晦日に年貢として炭を上納している。<sup>(93)</sup> 色部氏が給人を介さず直接年貢・公事を収納していることを踏まえれば、こうした年中行事で直接年貢・公事を負担する村・町は、「惣領分」「宿田分」「浦分」のうちの色

部氏直轄領であった可能性が高い。

なお、田中村・松沢村・牧目村・九日市村といった年中行事に登場しない村については、色部氏一族以外の在地領主による所領支配の可能性も考えられる。戦国期の小泉荘加納方には、色部氏一族以外にも、「在明殿」「洲崎殿」「町殿」「毛利河内殿」といった、関連文書がほとんどなく不明な点の多い領主が、惣領家や庶子と同様に曹洞宗耕雲寺への寺領の寄進者として名前がみえる。<sup>(94)</sup> そうした領主は、色部氏や庶子と同様な立場で所領を寄進する権限を持っていた。おそらく、元々は寄進された所領から年貢・公事を収取していた領主なのだろう。そうした様々な領主が自己の所領から年貢・公事を収取しており、色部氏への年貢・公事を負担した所領は、元々庶子の所領であった土地も含む、惣領家の直轄領に限定されていたのではないかと考えられる。

### おわりに

本稿では、鎌倉・室町期の色部氏惣領家と庶子の関係が戦国期の色部氏と村・町の関係にどのように影響したのかを検討した。十三世紀後半、色部氏は牛屋条内に牛屋氏と宿田氏を分出させたが、牛屋氏は戦国期まで相対的な自律性を維持した。惣領家との同族婚を繰り返していた宿田氏は、何らかの理由で惣領家に所領が吸収され、旧宿田領は惣領家の御料所となった。一方、色部条では、戦国期も相対的な自律性を維持した庶子飯岡氏や、桃川氏という土豪から成長した有力家臣もいた。また、岩船潟北岸には浦氏という氏族がいたが、室町期には経済的に困窮し、その後惣領家に所領を吸収された。

永祿年間以降の状況を示す「色部氏年中行事」で色部氏と直接的な関係を持つ村・町は、大部分が【史料1】の

「惣領分」「宿田分」「浦分」に相当する所領の範囲にあたる。また、そのなかでも、惣領家の直轄領の村・町であった可能性が高い。しかし、他の自律的な庶子が支配する牛屋村・飯岡村は登場しない。清水亮氏の指摘した色部氏惣領家と庶子の力関係に基づく所領支配の偏差は、永祿年間以降にも残存していたといえる。それによって、色部氏と村・町の関係が規定され、年中行事での年貢・公事負担や住民の活動保障という形で影響を及ぼしていたと考えられる。

年中行事で色部氏が直接年貢・公事を収取する村・町が主に「惣領分」「宿田分」「浦分」のうちの惣領家直轄領であったということは、年中行事における色部氏の直接的な領民への生業・活動の持続・発展保障が、基本的にはそれらに限定されていたことを示す。それ以外の所領に関しては、【史料5】でみたように、領主同士の交渉によって調整されたものと考えられる。<sup>(96)</sup>

黒田基樹氏が重視する村の再生産維持が領主層を規定していた側面については、今後も検討していく必要がある。<sup>(96)</sup>しかし、色部領の場合、領主の義務としての再生産維持はあっても、それによって村側が色部氏や領主層を規定していたと評価できるような史料は管見の限り見つからない。また、色部氏が年中行事で再生産維持の保障を行ったと考えられる村・町は、惣領家と庶子との関係で影響を受け、独立的な庶子の所領はそこに含まれなかった。年中行事に参加する村・町は、主に「〇〇分」という領主単位での区分によって譲状に記され、上杉氏によって保障を受けた所領のうち、色部氏が設定した直轄領だったと考えられる。村・町から領主層への規定性を重視するだけでなく、それらに対する保障が領主層の動向に規定されていた側面があったことも、あわせて考えていく必要があるのではないだろうか。

## 注

- (1) 黒田基樹「戦国期外様国衆論」(同著『戦国大名と外様国衆』文献出版、一九九七年)、同「国衆論批判に答えて」(同著『増補改訂 戦国大名と外様国衆』戎光祥出版、二〇一五年)。
- (2) 黒田基樹「戦国期東国の大名と国衆」(同著『戦国期東国の大名と国衆』岩田書院、二〇〇一年)。
- (3) 勝俣鎮夫「戦国時代の村落—和泉国入山田村・日根野村を中心に—」(同著『戦国時代論』岩波書店、一九九六年、初出一九八五年)、藤木久志「豊臣平和令と戦国社会」(東京大学出版会、一九八五年)、同著『戦国の作法 村の紛争解決』(講談社、二〇〇八年、初出一九八七年)、同著『村と領主の戦国世界』(東京大学出版会、一九九七年)。ただし、近年の村落論には池上裕子氏等の批判がある(池上裕子「中近世移行期を考える—村落論を中心に—」(同著『日本中近世移行期論』校倉書房、二〇一二年、初出二〇〇九年)。
- (4) 藤木久志「村の公事—上納と下行の習俗—」(同著『村と領主の戦国世界』東京大学出版会、一九九七年、初出一九九〇年)。同「村の指出」(同書、初出一九九二年)。
- (5) 藤木久志「在地領主の勤農と民俗」(同著『戦国の作法 村の紛争解決』講談社、二〇〇八年、初出一九七六年を一九八七年に補訂)、池上裕子「戦国期都市・流通論の再検討」(同著『戦国時代社会構造の研究』校倉書房、一九九九年、初出一九八八年)。
- (6) 前掲注(5) 藤木久志氏論文、中野豊任「祝儀・吉書・呪符—中世村落の祈りと呪術—」(吉川弘文館、一九八八年)。
- (7) 前掲注(6) 中野豊任氏著書七五頁。
- (8) ただし、個々の村・町に関しては、部分的にその性格を論じている研究があり、注目できる。「色部氏年中行事」の研究に先鞭をつけた佐藤博信氏は、浦・五日市(岩船の一部)・粟島に小使が設定されていることから、色部氏の直領(筆者注・直轄領)であったと指摘した(佐藤博信「色部氏年中行事」について)(同著『越後中世史の世界』岩田書院、二〇〇六年、初出一九七二年)。また、藤木久志氏は、「宿田の内作田」を色部氏直轄分に設定された領主直営田(佃)であるとした。「浦分」についても、佐藤氏同様、小使が設定されていることから色部氏直轄分であると考えている。そして、十二月十三・二十六日のせちつきの米上納(後述の【史料8】)について、「宿田殿・浦殿・桃川殿という「御親類衆」等が

早くから「一分地頭」等として土着自立し、「年中行事」にも登場する以上、せちつきの米の賦課は、その村々の全域に及びうるものではなく、色部氏の直轄分支配の方式の一断面にすぎない」と述べている（前掲注（5）藤木久志氏論文）。しかし、佐藤氏・藤木氏は、「色部氏年中行事」に登場する村・町を全体的に検討してはいない。また、色部氏惣領家と庶子との関係も、鎌倉・室町期の史料を用いて具体的に検討しているわけではない。

(9) なお、色部氏の所領は戦国期以降に拡大しており、旧来の小泉荘加納方に加えて荒河保・奥山荘の一部も領有するようになっていく。例えば、永禄六（一五六三）年になると、色部氏によって荒河保の一部に段銭が賦課されていることが確認できる（永禄六年七月十六日付色部勝長段銭請取日記「反町英作氏所蔵文書」『新潟県史資料編4中世二』〈新潟県、一九八三年〉一〇六七号。以下、同書および『新潟県史資料編5中世三』〈新潟県、一九八四年〉所収史料は『新』〇〇〇〇〇〇〈史料番号〉と略記する。なお、本稿では、史料群の名称はそれぞれの出典に従った。また、十六世紀末の「越後国瀬波郡絵図」で色部領となっている切田村（『上越市史別編2上杉氏文書集二』〈上越市、二〇〇四年〉付図）は、元徳三年（二二三二）年の史料で「奥山荘」「切田名」とみえる（元徳三年六月五日付和田茂実充海老名忠顕和与状「反町英作氏所蔵文書」『新』一二三三三）。そうした所領の拡大に伴ってか、「色部氏年中行事」前半部分では荒河保・奥山荘の一部の領主たちも色部氏当主と盃を交わしている。しかし、同史料によると、荒河保・奥山荘の村・町は、桃崎・塩屋を例外としてほとんどが年貢・公事を直接負担していない。その後、色部氏の会津転封直前までに、「色部氏年中行事」の段階から進んで荒河保・奥山荘の村・町が直接年貢・公事を負担するようになっていったのかどうかは史料上判断としないが、本稿では、同史料中にみえる主に小泉荘加納方を中心とした村・町の年貢・公事負担（永禄年間段階が中心）について検討を行う。

(10) 田島光男「解説」〔同編〕『越後国人領主色部氏史料集』神林村教育委員会、一九七九年）、長谷川伸「色部氏年中行事」の基礎的考察―戦国期在地年中行事伝写の意義―（『日本史研究』第三四九号、一九九一年九月）。

(11) しかし、長谷川氏の研究のうち、江戸時代以降における「色部氏年中行事」再生産過程については、検討の余地が残る。長谷川氏は、「色部氏年中行事」が記す行事内容には会津転封後の記事がないとし、色部本は「慶長初年段階までの集大成」とも述べている。一方で、色部本の成立（書写）時期が十八世紀半ば頃の色部隆長の段階であるということを前提に史料論を展開し、会津転封後の認識が反映されている部分があるとも述べる（前掲注（10）長谷川伸氏論文、長谷川伸「戦

国期在地年中行事の再生産構造―近世における「色部氏年中行事」の成立と伝来―」〔『法政史学』第四三号、一九九一年三月〕。だが、色部本を包んでいた包紙の記述には、「色部家於越後一家風之日記、代々無紛失可為三所持、是ヲ長帳ト古来吟唱来也」(前掲注(10) 田島光男氏解説。新潟県立文書館所蔵の三十五ミリフィルムで原本の写真を確認。以下、本稿で引用した史料の翻刻は、写真によって適宜修正した。)と記されている。この包紙の筆跡は、田島氏が指摘するように、色部隆長(あるいは隆長の意を受けた家臣)のものと同じであると判断できる(筆跡に関しては、色部隆長編「古案記録草案」の写真を米沢市立米沢図書館デジタルライブラリーで確認)。隆長は、「当家言伝之品々覚書」のなかで、「一、右二有レ之当家二長帳と云而、正月分極月之都而規式号令之義ヲ委相記候記録を古来分長帳と唱来候事」(前掲注(10) 田島光男氏解説。市立米沢図書館所蔵マイクロフィルムで確認。)と述べている。「古来」「長帳」「唱来」といった表現が類似していることが指摘できる。こうしたことから考えて、包紙の記入がされたのは、隆長段階であると考えるのは間違いない。そして、包紙部分の筆跡と色部本の本文の筆跡は異なるものである。隆長は、「古来」より伝えられてきた色部本(「長帳」)を今後も保存していく必要があると考え、包紙によって色部本を包み、色部本の由来を記したのである。色部本が隆長段階に成立したわけではない。色部本の成立は、十六世紀末より色部安長(隆長の先代)段階の間と考えるべきである。隆長段階で「古来」から伝えられてきたものであると認識されていることを踏まえれば、成立が比較的早い時期である可能性もあるだろう。長谷川氏が指摘する江戸時代の「色部氏年中行事」色部本の再生産過程は、その前提となる成立時期を再考しなければならぬ。次に、会津転封後の認識が反映されているという箇所について考える。長谷川氏は、正月三日の枕飯・吉書の儀にみえる、百姓をはじめとする諸階層の区別意識こそ兵農分離後の姿とも解釈でき、給地支配の実態が正月朔日の枕飯の如き当主と家臣のみの関係になったがために、色部光長(色部氏転封時の当主)は本来の領域支配の姿をもとにした新たな『行事』の再生産、つまり当主と家臣を軸にした近世武士団としての主従関係の確認方法を『行事』の中に求めたのではないかとする。正月三日の枕飯・吉書の儀における諸階層の区別意識は、色部氏転封後の認識が反映されたものであるというのである。しかし、正月朔日の枕飯は譜代家臣との間で行われるものであるのに対し、同三日の枕飯は青龍寺とのもので、行事の内容自体が異なるものである。同列に論じ、その変化を想定することはできない。正月三日の記述は、百姓の吉書の儀・饗応への参加と公事負担を示しているにすぎず、それ自体は戦国・織豊期の状況を記したのものとして不自然なもの

ではない。変化があったとするためには、本来正月朔日の椀飯には百姓が参加していたという史料がなければいけないが、長谷川氏はそれを示しておらず、管見の限りでも見つからない。諸階層の区別意識がみられるからといって、転封後の認識の反映と考えることはできない。長谷川氏が、江戸時代、「色部氏年中行事」色部本の記事に何らかの改変が加えられたと指摘している箇所は他にない。また、そのような改変があったと思われる記述は、管見の限り見つからない。以上のことから、「色部氏年中行事」色部本は、後世の写ではあるものの、十六世紀後期の年中行事が記された史料であり、明確な江戸時代の改変がみられない、有用な史料であると考えたい。

- (12) 長谷部氏の関与や「古キ家来共」の認識に関しては、「当家言伝之品々覚書」(前掲注(10)) 田島光男氏解説、市立米沢図書館所蔵マイクロフィルム、前掲注(6) 中野豈任氏著書一四頁。
- (13) 阿部洋輔「色部氏について」(井上鋭夫編『色部史料集』新潟史学会、一九六八年)。
- (14) 高橋一樹「鎌倉権力の進出」→「南北朝内乱と小泉荘」(『村上市史通史編1原始・古代・中世』五章一節→六章一節、村上市、一九九九年)、長谷川伸「守護と国人」(『国人領の世界』(同書六章二・三節)。
- (15) 清水亮「南北朝期における在地領主の結合形態―越後國小泉荘加納方地頭色部一族―」(『埼玉大学紀要 教育学部』第一五七(一)号、二〇〇八年三月)。
- (16) 清水亮「鎌倉・南北朝期在地領主の一族結合と「町場」―越後國小泉荘加納方地頭色部一族を中心に―」(阿部猛編『中世政治史の研究』日本史料研究会企画部、二〇一〇年)。
- (17) 有明条に関しては、矢田俊文「戦国期の村の成立―越後国岩船郡―」(同著『日本中世戦国期の地域と民衆』清文堂出版、二〇〇二年、初出一九九一年を補訂)、高橋一樹「小泉荘加納の下地中分について」(『新潟史学』第三三号、一九九四年十月)。色部氏の岩船領有時期は前掲注(16) 清水亮氏論文。
- (18) 岩船の町は、五日市・横浜・新屋・さかり口という複数集落から構成される。さかり口に関しては、田中達也「中世末期における湊町の空間構成と社会―越後国色部氏領における岩船町を事例として―」(『大東文化大学紀要(人文科学)』第四七号、二〇〇九年三月)。
- (19) この年中行事に登場する村・町に関しては、「岩船村以外は全て殿原が存在した所」として、色部氏による家臣と村落

との分断の結果、という斉藤純雄氏の評価がある。殿原の家臣化、そして家臣団の把握から、徐々に色部氏が殿原の村落を直接把握するようになっていったという。また、牛屋村・飯岡村が寺社以外に「上物」を上納していないことに注目している（斉藤純雄「国人領主の家臣団―「色部年中行事」を中心に―」『歴史』第四五輯、一九七四年六月）。しかし、色部氏が家臣と村落の関係を否定し、村落を直接支配しようという意志をどれだけ持っていたかは不明である。また、斉藤氏は、鎌倉・室町期から色部氏が持っていた直轄領の村・町が登場している可能性を考えていない。年中行事に登場する村・町については、家臣と村落との分断の結果という視点以外からの検討も必要と考えられる。

(20) 『新』三八一四。本史料については、東京大学史料編纂所架蔵写真帳で原本写真を確認した。附箋は、文書の端の下部に上下逆となつて貼り付けられている。

(21) 注(16) 清水亮氏論文。

(22) 朝長は一度家督を子息重長に譲るが（応永三十四（一四二七）年六月十五日付千代童丸充色部朝長讓状「反町英作氏所蔵文書」『新』一〇三三）、その後再び色部氏当主に朝長の活動が確認できるようになる。その次代が昌長（修理進）で、時期的にみて【史料1】の「松鶴」はこの昌長と考えられる。

(23) 前掲注(14) 高橋一樹氏執筆分。

(24) 前掲注(13) 阿部洋輔氏論文。

(25) 『新』二〇二二号。米沢市立米沢図書館デジタルライブラリーで原本写真を確認した。

(26) 文永七年八月二十五日付色部氏長充沙弥行忍讓状案写「古案記録草案」『新』二〇二三。

(27) 前掲注(26) 史料。

(28) 永正六年九月十一日付耕雲寺領納所方田帳「耕雲寺文書」『新』一三四四、二九丁表・裏。

(29) 前掲注(14) 高橋一樹氏執筆分。

(30) 元弘三年十月付新田義貞充色部長高申状并越後国宣写「古案記録草案」『新』二〇九六。

(31) 前掲注(15) 清水亮氏論文。

(32) 文和三年十月十（六）日付いぬ房充沙弥宗長讓状「米沢市立図書館所蔵文書」『新』一九六八、（文和）三年十（月十六

日カ) 付千代童御前充沙弥宗長讓状写「古案記録草案」『新』二〇九七。なお、応永年間には牛屋条に所領を持つ長盛、長俊という人物の讓状がある。それぞれ、応永十三(一四〇六)年と応永二十三年に記されたもので、譲られた所領が牛屋条内であること以外、具体的な範囲は分からない(応永十三年四月二十八日付鶴童丸充平長盛讓状「桜井市作氏所藏文書」『新』二七五八、応永二十三年付多んめいまる充平長俊讓状「桜井市作氏所藏文書」『新』二七五九)。この二つの讓状は、系図等で確定できないものの、牛屋条に所領を持つことから牛屋氏または宿田氏の讓状である可能性がある。

(33) 色部氏年中行事「色部正長氏所藏色部文書」『新』一三六一、一四丁表・裏。

(34) 前掲注(15) 清水亮氏論文。

(35) 文保三年三月十八日付(色部長行充カ) 関東下知状写「古案記録草案」『新』二〇九五。

(36) 元徳二年二月十五日付色部在長充沙弥善忍讓状写「古案記録草案」『新』二二〇二、(元徳二年カ) 二月付色部長義充色部善忍讓状写「古案記録草案」『新』二二〇三。

(37) 暦応四年七月二十二日付くろいし御前充尼誓忍讓状写「古案記録草案」『新』二二〇一。

(38) 長忠は、これまで惣領家の当主と考えられてきた(前掲注(13) 阿部洋輔氏論文、注(15) 清水亮氏論文等)。しかし、応永十七(一四一〇)年十一月二十日の寺領寄進状では「越後」「宿田」「惣領長忠(花押)」や「越後国瀬波郡加納庄宿田之一族」「惣領長忠(花押)」と記されており(応永十七年十一月二十日付宿田長忠寄進状「米沢市立図書館所藏文書」『新』一九七一、同年月日付宿田長忠・中村家長寄進状「光西寺所藏文書」『新』三八二二号、同年月日付宿田長忠・北田長信寄進状「五十嵐甚藏氏所藏文書」田島光男編『越後国人領主色部氏史料集』(神林村教育委員会、一九七九年)一七五頁)、この頃宿田氏の当主が「長忠」だったことが分かる。田島光男氏は、応永年間の「長忠」の寺領寄進状について、惣領家と同名異人の宿田一族惣領としている(田島光男「色部氏文書の伝来と現況」(小川信編『中世古文書の世界』吉川弘文館、一九九一年)。しかし、惣領家当主が「長忠」であると分かる一次史料が確認できない。十八世紀半ば頃の当主隆長は、家伝文書をまとめた「古案記録草案」のなかで長忠を惣領家当主としているが、先に述べた応永年間の宿田氏当主長忠を惣領家当主と誤って認識している(井上鋭夫編『色部史料集』(新潟史学会、一九六八年)二六―二八頁)。加えて、隆長は惣領家当主が「長忠」と名乗っている史料を載せていない。また、隆長や先行研究がこれまで長忠に比定してきた惣

領家の「長忍」(法名)は、貞治七(一二三六八)年四月十五日に「沙弥長忍」として嫡子鶴童丸(氏長か)に物領家の家督を譲っているため、時系列からみて応永年間の長忠と同一人物とは考えられない。以上から、長忠は宿田氏当主で、物領家当主長忍の諱は不詳、ということになる。

(39) 前掲注(28) 史料、同丁ほか。

(40) 天文十年七月二十七日付色部家中充鮎川家中連署起請文「反町英作氏所蔵文書」【新】一〇八四。

(41) 前掲注(33) 史料、四三丁表・裏。

(42) 前掲注(33) 史料、八丁裏・九丁表。

(43) 前掲注(28) 史料、二八丁裏。

(44) 【新】一九七三。東京大学史料編纂所架蔵写真帳で原本写真を確認した(「上杉博物館所蔵文書」として配架)。なお、史料中の傍線は筆者が記入した(以下同じ)。

(45) 【新】二〇九〇。米沢市立米沢図書館デジタルライブラリーで原本写真を確認した。なお、「古案記録草案」の原本では二段組で記されている。最後の一行「とつしやう」は、正文に「とりしやう」とあるのを誤って写したものと思われる。

(46) 「斎藤実寿氏所蔵文書」『新潟県史研究』(第一九号、一九八六年三月)。

(47) 平林城が築城された時期を文献史料から明らかにすることは難しい。しかし、考古学の発掘成果によれば、その出土遺物の年代から、平林城は遅くとも十五世紀末葉には造られたと考えられている。また、遺構の重複関係などから、十六世紀後半に大規模に改築された可能性があるとされている(田辺早苗・高林真人・八藤後順子「まとも」『国史跡 平林城跡確認調査概報告Ⅱ 平成14年度調査』(神林村教育委員会、二〇〇五年)。

(48) 藤木久志氏は、「色部氏年中行事」に登場する宿田の御百姓兩人、宿田の「作田」を旧来の宿田氏所領とは別個の色部氏直轄分と解釈している(前掲注(5) 藤木久志氏論文)。しかし、本文で考えたように、「宿田分」は大部分が惣領家に吸収された可能性が高い。宿田氏が戦国期にも氏族として残っていて、一部の支配権を手元に置いていた可能性もある。だが、色部氏は、鎌倉期に牛屋条の作路以東を宿田氏に譲っているのであり、宿田の御百姓兩人、宿田の「作田」も本来宿田氏の所領であったと思われる。【史料1】の物領家の讓状において、「宿田分」「浦分」が「惣領分」と同じように書かれて

譲与されていることは重要といえる。

- (49) 貞和三(一三四七)年三月十一日付福童丸充浄秀譲状写「古案記録草案」『新』二〇二八、同年月日付石黒御前充浄秀譲状写「古案記録草案」『新』二〇三〇。
- (50) 正和五(一三一六)年四月十九日付又童充色部長綱譲状案「反町英作氏所蔵文書」『新』一〇五一(二)。
- (51) 前掲注(50)史料。
- (52) 前掲注(14)長谷川伸氏執筆分
- (53) 前掲注(14)長谷川伸氏執筆分。
- (54) 前掲注(40)史料。
- (55) 前掲注(33)史料、三四丁裏・三五丁表。田島光男編『国人領主色部氏史料集』(神林村教育委員会、一九七九年)で原本写真を確認した。
- (56) 前掲注(33)、一〇丁表・裏。
- (57) 前掲注(15)清水亮氏論文。
- (58) 延慶二年月未詳一日付色部長秀充(浄忍)譲状『新』一九五五。
- (59) 『新』二二〇六。米沢市立米沢図書館デジタルライブラリーで原本写真を確認した。
- (60) 大沼淳・中野三義・森田一郎・山上卓夫「岩船郡神林村桃川調査報告―色部領土豪層解明のために―」(『かみくひむし』第一四・一五合併号、一九七四年八月)。
- (61) 応永三十三年三月二十九日付遊佐基祐充横尾寺三綱申状案「薬師寺文書」『泉大津市史第2巻史料編1』(泉大津市、一九八三年)一二二号、応永三十三年四月九日付久枝新四郎充遊佐基祐奉書「薬師寺文書」同書一二七号等。
- (62) 前掲注(28)史料。
- (63) 山田邦明「国人と家中」(『新潟県史通史編2中世』第二章第二節五、新潟県、一九八七年)。
- (64) 大永七年三月十一日付諸上寺寺領年貢納帳写「諸上寺文書」『新』一三三四五。
- (65) 前掲注(33)史料、五丁表。

- (66) 前掲注(33) 史料、十一丁裏。
- (67) 前掲注(33) 史料、四三丁表・裏。
- (68) 天正十年三月五日付諸上寺充色部長真寺領返置目録「諸上寺文書」『新』二二三五一。
- (69) 田中達也「領域の再編と開発」同著『中近世移行期における東国村落の開発と社会』(古今書院、二〇一一年) 一五九頁。
- (70) 藤木久志氏は、「色部氏年中行事」で登場する浦分を旧来の浦氏所領とは別の色部氏直轄分と理解している(前掲注(5) 藤木久志氏論文)。しかし、【史料1】の内容や本文に記した浦氏の動向、「浦分」の「色部氏年中行事」での役負担のあり方が宿田の「作田」と全く同じであること等を踏まえると、宿田氏の場合と同様、浦氏の所領の大部分が惣領家に吸収されたのではないかと考えられる。前掲注(48) 参照。
- (71) 応安三年九月二十日付色部彦童丸充色部資長讓状「米沢市立図書館所蔵文書」『新』一九六九。
- (72) 注(10) 長谷川伸氏論文。
- (73) 粟島は、色部氏が小泉荘に下向する以前からの所領である(嘉禄三(一二二七)年四月九日付平公長充鎌倉將軍家下文「反町英作氏所蔵文書」『新』一〇二五等)。女子に一期分として譲られることがあり、また飯岡氏との相論もあつたが(文明六年八月十八日付御評定衆充色部朝長申状案「米沢市立図書館所蔵文書」前掲注(44) 史料)、基本的には惣領家に相伝された。
- (74) 前掲注(13) 阿部洋輔氏論文。
- (75) 前掲注(60) 大沼淳氏ほか論文。
- (76) 前掲注(19) 齊藤純雄氏論文。
- (77) 前掲注(14) 長谷川伸氏執筆分。
- (78) 『新』二〇二九。米沢市立米沢図書館デジタルライブラリーで原本写真を確認した。
- (79) (文明六年) 七月二十六日付御評定衆充色部朝長申状案「米沢市立図書館所蔵文書」『新』一九七七、文明六年八月十八日付御評定衆充色部朝長申状案「米沢市立図書館所蔵文書」前掲注(44) 史料。

- (80) 前掲注(40) 史料。「桃河備後守殿」の「桃河」は『新潟県史資料編4中世二』では「喜阿」とするが、東京大学史料編纂所架蔵写真帳により改めた(「色部文書」〈反町十郎氏原蔵〉として配架)。
- (81) 前掲注(33) 史料、四丁表・一四丁表・一五丁表。ただし、このうち一四丁表の桃河備後守は、「色部氏年中行事」が記された段階では、何らかの事情により、色部氏の指示によって上新三に座敷を明け渡している。
- (82) 前掲注(33) 史料、七丁表〜八丁裏、三〇丁表〜三二丁表。
- (83) 前掲注(69) 田中達也氏著書一五六〜一五八頁、一九八〜一九九頁、二二五〜二二七頁。
- (84) 永仁六(一二九八)年五月十一日付平氏女童子充沙弥阿忍讓状「桜井市作氏所蔵文書」『新』二七五〇、正慶二(一二三三)年三月二十一日付色部御前充色部部長行讓状案「米沢市立図書館所蔵文書」『新』一九六六(四)、同年月日付たけま御前充色部部長行讓状案「米沢市立図書館所蔵文書」『新』一九六六(五)。
- (85) 建武元(一二三四)年八月十二日付御奉行所充色部部長倫軍忠状写「古案記録草案」『新』二〇二六。
- (86) 前掲注(17) 高橋一樹氏論文。
- (87) 享祿二年色部氏段銭日記写「古案記録草案」『新』二〇八九。
- (88) 建長七年十月二十四日付色部公長充閑東下知状案「米沢市立図書館所蔵文書」『新』一九四一。
- (89) 『上越市史別編2上杉氏文書集二』(上越市、二〇〇四年) 付図。
- (90) 前掲注(33) 史料、三三丁裏・三四丁表。田島光男編『国人領主色部氏史料集』で原本写真を確認した。二箇条目「く」の上に重ねて「田」が書かれる。
- (91) 御くだの餅飾や御戴餅の祝に關しては、注(6) 中野豈任氏著書二五〜二七、三五・三六頁。
- (92) 前掲注(33) 史料、四三丁表・裏。
- (93) それぞれ、前掲注(33) 史料、七丁表〜八丁裏、四三丁裏、五〇丁裏、三九丁裏。
- (94) 前掲注(28) 史料。
- (95) 本稿では、主に色部氏一族の年貢・公事賦課対象範圍について考察したため、年中行事における村・町の役割の具体的な検討や、地域の中でのそれぞれの村・町の特色は、十分に検討することができなかつた。また、色部領では、岩船湯とい

う潟湖を中心に水運が発展していた。そして、色部氏は、戦国期になると牛屋条の南に隣接する荒川流域（荒河保）にも所領を拡大している。色部氏と在地社会との関係としては、水運の担い手（「舟河衆」）の動向も注目すべきといえる。これらの問題については、別稿で検討を行う予定である。

(96) 前掲注(2) 黒田基樹氏論文。

